さまざまな災害から大切な住宅と家財を守る2つの共済。



住まいる共済

火災共済・自然災害共済

制度改定のお知らせ

平素より、たばこ共済推進本部の各種共済をご利用いただき、ありがとうございます。
住まいる共済について、2025年1月1日以降に発効・更新をむかえるご契約より、以下のとおり改定を実施いたします。
改定内容についての詳細を記載しておりますので、ご契約の更新内容とあわせて必ずご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

1 風水害等の損害に対する保障の改善

組合員の皆さまからお寄せいただいた声にお応えし、保障の改善を行います。

01 風水害等の損害への共済金お支払いについて、**被害にあった実際の損害額（実損害額）にもとづく支払方式**に変更します。これにより、組合員の皆さまにとって支払われる共済金の額がイメージしやすいものになります。 ※ご契約されている共済金額を上回るお支払いはできません。

02 これまで、お支払いの対象外となっていた**10万円以下の損害についても風水害等共済金の支払い対象**となり、小規模な損害に対しても保障できるようになります。

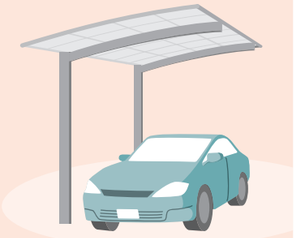


03 **物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど（付属建物等）の風水害等にかかわる損害に対しても、風水害等共済金の対象**としてお支払いします。

〈改定前〉
付属建物等に10万円以上の損害があった場合に一律の金額をお支払い

→

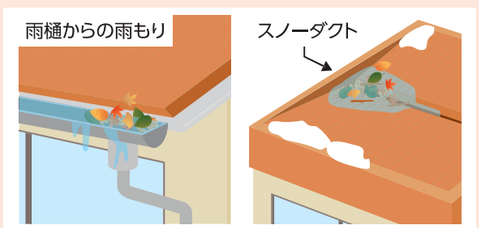
〈改定後〉
実損害額を風水害等共済金の対象に含めてお支払い



※お支払いにあたり加入要件（建物契約20口以上）も廃止します。
※共済の目的となる建物のご契約内容によって金額に上限があります。

04 給排水設備の詰まりなどによる建物内部の水ぬれについて、つぎの**「水もれ事故（注）」もお支払いの対象**となります。

- 雨樋からの雨もり
- スノーダクトのオーバーフロー
- ベランダ排水口からの雨もり



（注）給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に起因するもの（自然劣化等の場合を除く）。

2 自然災害共済のタイプ名称変更

大型タイプ → ベーシック
標準タイプ → エコノミー

※事業規約上の名称について「ベーシック」は「タイプB」、「エコノミー」は「タイプE」となります
（共済契約証書では事業規約上の名称を表示しています）。

3 ベーシック（旧・大型タイプ）の保障額引き上げ

生活再建に、充分な共済金をお支払いできるよう、風水害等共済金の支払限度額を最高6,000万円に引き上げます。

※6,000万円は600口加入の場合の保障額（火災共済分300万円を含む）です。
※別途、臨時費用共済金をお支払いします。



4 自然災害共済の掛金額の改定

風水害、地震等が多発化・大規模化するなか、引き続き確かな保障をお届けしていくため、支払実績や一般統計等、取り巻くリスクを共済掛金に反映させた結果、木造構造および鉄骨・耐火構造の自然災害共済部分について掛金額を改定します。

■自然災害共済〈1口あたりの掛金単価（年払掛金）〉

構造区分	ベーシック		エコノミー	
	現行	改定後	現行	改定後
木造構造	165円	190円	110円	135円
鉄骨・耐火構造	105円	125円	70円	90円

■自然災害共済〈1口あたりの掛金単価（月払掛金）〉

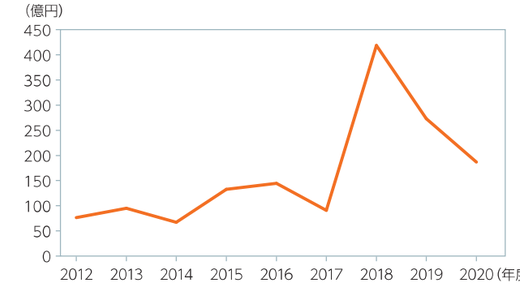
構造区分	ベーシック		エコノミー	
	現行	改定後	現行	改定後
木造構造	14円	16円	9.5円	11.5円
鉄骨・耐火構造	9円	10.5円	6円	8円

マンション構造の掛金額に変更はありません。
建物構造区分を除き、住まいる共済の掛金額は築年数・物件所在地にかかわらず、一律です。

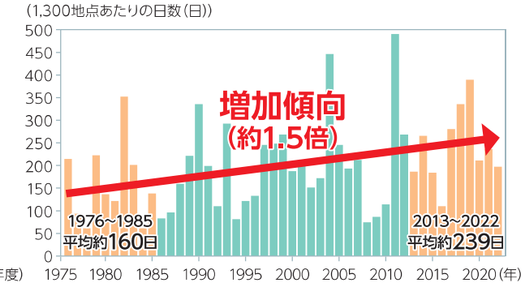
～近年、自然災害による損害が増加しています～

- 大型の台風、地震被害等、住宅保障におけるお支払い額は増加傾向にあり、損保業界含め、段階的に保険料の引き上げが行われる等、自然災害リスクに備える対策がなされています。
- 台風が発生しなくとも、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が年々、増加傾向にあり、水災事故も多発しています。

■こくみん共済 coop「自然災害共済」支払共済金額の推移



■全国の日降水量200㎜以上の年間日数



〈全国の日降水量200㎜以上の年間日数〉出典：気象庁「全国の日降水量200㎜以上の年間日数の経年変化（1976～2022年）」より作成

5 自然災害共済の総支払限度額の引き上げ

近年増大する自然災害リスクに対応し、将来起こり得る大規模災害に対しても確実に共済金をお支払いできるよう、風水害等および地震等に対する総支払限度額を段階的に引き上げ、より一層大きな安心をお届けしてまいります。

※総支払限度額とは、1回の風水害等または地震などに対し、自然災害共済実施生協全体がお支払いできる共済金（総額）の上限額です。
※総支払限度額は 2024年4月と2025年4月の二段階にわけて引き上げます。

6 空家契約の取り扱い変更

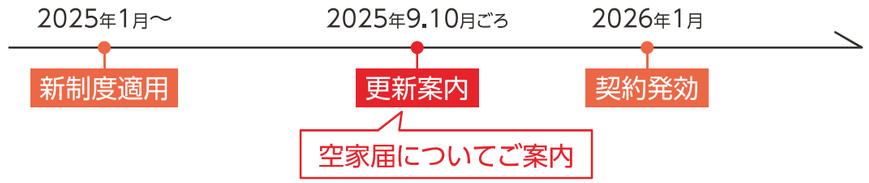
今後、空家契約を適切に管理するため、お引き受けできる空家物件の要件を見直すとともに、お引き受けした場合には、定期的な実態確認のうえ、継続可否を判断させていただきます。
現在空家でのご契約をいただいている方におかれましては、毎年の契約更新時に「空家届」をご提出いただき、当会が認めた場合に限り、引き続きご契約をお引き受けいたします。

お手続きいただけない場合は、お引き受けをお断りさせていただきます。
お手続きいただけた場合であっても、建物の管理の状況に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たしていない場合には、お引き受けをお断りさせていただきます。

〈現在、空家をご契約の方〉お手続きについて

次回（2026年1月以降）の契約更新時より、当会のご案内に従い「空家届」のご提出等のお手続きをお願いします。

〈例〉契約の発効月が8月、更新案内が5月の場合（更新案内の時期はご契約により異なります）



- 空家届をご提出いただき、当会が承諾した場合に限りご契約を継続いただけます。継続の場合、次の更新時にも再度空家届のご提出等のお手続きをいただくことになります。
- なお、入居・売却等により空家でなくなった場合は速やかに、当会へご連絡をお願いします。

〈現在お住まいの住宅が空家または無人となる場合〉

原則としてお引き受けできませんのでご契約は終了となります。ただし、一時的にご契約の継続を希望される場合等で当会が承諾した場合、一定の期間に限り、ご契約を継続いただける場合があります。
詳細は、当会までお問い合わせください。

7 建物構造区分の変更

建築基準法（2019年6月25日施行）を踏まえ、建物構造区分の定義を変更します。
「マンション構造」「鉄骨・耐火構造」の引受対象となる建物の範囲が広がりますので、ご契約上の建物構造区分が変更となる場合があります。該当される場合、更新時に建物構造区分の変更お手続きをお願いします（掛金額も変更となります）。

建物構造区分	建物の構造（今回の改定で下線部分が追加となります）
マンション構造	●つぎのいずれかに該当する共同住宅 コンクリート造・コンクリートブロック造・れんが造・石造 ●耐火建築物の共同住宅 ●**耐火構造建築物の共同住宅** ●**主要構造部が耐火構造の共同住宅** ●**主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物の共同住宅**
鉄骨・耐火構造	●マンション構造に該当しないつぎのいずれかに該当する建物 コンクリート造・コンクリートブロック造・れんが造・石造・土蔵造・鉄骨造 ●耐火建築物 ●準耐火建築物 ●省令準耐火建物 ●**耐火構造建築物** ●**特定避難時間倒壊等防止建築物** ●**主要構造部が耐火構造の建物** ●**主要構造部が準耐火構造の建物** ●**主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物** ●主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物 ●**主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物**

※建物の構造は建築確認申請書やハウスメーカー等の作成資料等にてご確認ください。
建物構造区分のご確認方法は、当会ホームページやリーフレット「建物構造区分確認ガイド」をご参照ください。

建物構造区分確認ガイド

適用時期

本改定内容については2025年1月1日以降に発効・更新をむかえる契約から適用となります。
共済金のお支払いについても新制度の契約発効後に発生した事故より、改定後の内容でお支払いします。

「定型約款」「ご契約のしおり」閲覧方法

スマートフォン・タブレットから

パソコンから

「こくみん共済 coop」
ホームページサイト内検索（画面の右上）
しおり で検索

※ご加入にあたってはご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）を必ずご確認ください。

住まいる共済のしくみ

■保障の種類と範囲

住まいる共済は、「火災共済」と「自然災害共済」の2つの保障で成り立っています。



「火災共済」に「自然災害共済」をセットすると、自然災害にもしっかり備えられます。

※「自然災害共済」は、「火災共済」にセットしてご加入いただけます。

火災共済

火災など



- 火災　● 落雷　● 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

風水害など



- 暴風雨　● 突風・旋風（竜巻含む）
- 台風　● 高波・高潮
- 洪水　● 豪雨・長雨
- 雪崩　● 降雪　● 降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

自然災害共済

地震など



- 地震による損壊　● 噴火による火災
- 地震による火災　● 津波による損壊
- 噴火による損壊

盗難などによる損害

- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

＋

さらに安心の特約を付帯できます。

類焼損害保障特約

自宅からの火災により、近隣宅が損害を被ったときに。



個人賠償責任共済

他人にけがをさせたなど、損害賠償責任を負ったときに。



借家人賠償責任特約

貸主に対して賠償責任を負ったときに。

※賃貸の場合のみ付帯できます。



盗難保障特約

空き巣被害により、大切な家財が盗難されたときに。

※自然災害共済に加入している場合は付帯できません。



▶詳しくは P.26 をご確認ください。

■保障の内容と保障額

保障額は加入口数によって決まります。

損害別の最高保障額（支払限度額）

〈加入限度額〉住宅4,000万円（400口）、家財2,000万円（200口）の場合

火災共済

例えば、引っ越し費用、避難先での生活必需品の購入など、思わぬ出費に自由にお使いいただけます。

- 火災などのとき〈火災等共済金〉　最高6,000万円*1
- 台風・降雪などのとき★〈風水害等共済金〉　最高300万円*1

＋ 臨時費用共済金★*2：お支払いする共済金の15%（200万円限度）

火災共済には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

- **持ち出し家財共済金**　100万円 または、家財の契約共済金額の 20%（いずれか少ない額）
  ※「持ち出し家財」…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財
- **失火見舞費用共済金**　100万円 または、契約共済金額の 20%［1世帯40万円を限度］（いずれか少ない額）
- **水道管凍結修理費用共済金**　10万円
  ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
- **風呂の空だき見舞金**
  風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき……5万円
  風呂釜のみが使用不能となったとき……2万円
  ※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払対象外となることがあります。
- **住宅災害死亡共済金★**　1人300万円（1人につき1口あたり5,000円）

さらにマンション構造の場合のみに付随する保障です。

- **漏水見舞費用共済金**　50万円 または、契約共済金額の 20%［1世帯15万円を限度］（いずれか少ない額）
- **バルコニー等修繕費用共済金**　※住宅契約に加入している場合のみ対象　30万円 または、住宅の契約共済金額（いずれか少ない額）
- **修理費用共済金★**　100万円 または、契約共済金額の 20%（いずれか少ない額）

自然災害共済　火災共済の保障にプラスしてお支払いします。

	ベーシック（おすすめ！）	エコノミー
台風・降雪などのとき★〈風水害等共済金〉	最高5,700万円*1	最高3,000万円*1
地震などのとき〈地震等共済金〉	最高1,800万円*1	最高1,200万円*1

自然災害共済には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

- **盗難共済金**
  ・盗取、汚損、損傷 ・・・契約共済金額
  ・通貨（1万円以上）・・・20万円 または、家財の契約共済金額（いずれか少ない額）
  ・預貯金証書 ……200万円 または、家財の契約共済金額（いずれか少ない額）
  ・持ち出し家財……100万円 または、家財の契約共済金額の 20%（いずれか少ない額）
- **傷害費用共済金★**（1事故1名につき）600万円（1口あたり最高 10,000円）
- **地震等特別共済金**　※加入口数が20口以上の場合のみ対象
  ベーシック…4.5万円（1世帯あたり）
  エコノミー……3万円（1世帯あたり）
- **付属建物等特別共済金**（地震等の損害に対する保障）
  ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
  ※「付属建物等」…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート など
  ベーシック のみ 3万円（1世帯あたり）

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。
*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です（火災共済のみ）。

▶共済金をお支払いする場合（支払事由）については P.27 をご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用〈風水害保障なしタイプ〉の場合、風水害等による損害は対象外となります。

特 約

類焼損害保障特約

年払掛金 2,300円（月払掛金 200円）

自宅からの火災により、近隣宅が損害を被ったときに。

― 例えばこんなとき ―



自宅の火災が上の階に燃え広がった



自宅の火災が隣家に燃え移ってしまった



コンロが爆発して隣家の窓ガラスや壁が壊れてしまった

類焼損害共済金 支払限度額 **1億円**

万一、ご近所の方が火災保障に未加入であった場合等のために、ご自身で備えておくと安心です。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

個人賠償責任共済

年払掛金 2,300円（月払掛金 200円）

他人にけがをさせたなど、損害賠償責任を負ったときに。

1つの契約でご家族*も保障されます!

*ご家族の範囲は、P.48の特約などの概要「個人賠償責任共済【被共済者の範囲】」をご覧ください。

― 例えばこんなとき ―



自転車事故で他人にけがをさせた



飼い犬が他人にけがをさせた

損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 支払限度額 **3億円**

見舞金や弔慰金などの急な出費のために使える対人臨時費用（対人事故のとき）

内容	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
支払額	10万円	2万円	3,000円

※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。※個人賠償責任共済は、こくみん共済の「個人賠償プラス」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障（損害賠償責任保障）に加入している場合、保障が重複することがあります。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

＼ 賃貸住宅にお住まいの方に ／

借家人賠償責任特約

例えば年払掛金 1,500円の場合（月払掛金 150円の場合）

貸主に対して賠償責任を負ったときに。

専用のリーフレット・申込書があります。
お問い合わせ・資料請求はたばこ共済推進本部までご連絡ください。

※100口加入・マンション構造の場合　※掛金・支払限度額は契約口数・建物構造区分によって変わります。詳しくはP.29をご覧ください。

― 例えばこんなとき ―



洗濯機の故障による水漏れで床を傷めた



ストーブの消し忘れで床を焦がしてしまった

損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 上記の場合 支払限度額 **1,000万円**

（500万円～4,000万円の範囲でご加入いただけます。）

▶火災共済の家財30口以上加入の場合にセットできます。

盗難保障特約

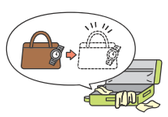
年払掛金 1,100円（月払掛金 100円）

空き巣被害により、大切な家財が盗難されたときに。

― 例えばこんなとき ―



自宅で現金や預金通帳、カードが盗まれた



旅行先のホテルの部屋で時計やバッグを盗まれた

盗難共済金 支払限度額 **300万円**

盗難被害内容別支払限度額

被害内容	盗取、汚損、損傷	通貨（1万円以上）	預貯金証書	持ち出し家財
支払限度額	300万円	20万円	200万円	60万円

※預貯金証書の損害は、「盗難を知った後、すぐに所轄警察署と預貯金先に被害の届け出をした・預貯金が引き出されていた」場合に限ります。　※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難に遭うことをいいます。

▶火災共済の契約のみで家財30口以上加入の場合にセットできます。

★賠償費用共済金…損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

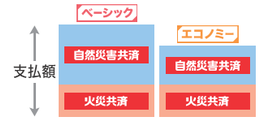
損害賠償するにあたって要した費用とは　①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用　③示談交渉に要した費用

共済金額

■風水害などのときの保障について

「自然災害共済」にご加入の場合、「火災共済」と「自然災害共済」の共済金をあわせてお支払いします。

※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。



●支払限度額がありますのでご注意ください。

火災共済

火災等共済金 ― 火災などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損（住宅の70%以上の焼破損）	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15%（200万円が限度）
半焼損・一部焼損	―	契約共済金額を限度とした再取得価額	

風水害等共済金 ― 風水害などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

被害の程度		共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
建物の損壊または床上浸水による損害 全損・流失（70%以上）		契約共済金額の30%	300万円（住宅・家財契約の合計）	お支払いする共済金の15%（200万円が限度）
半損（20%～70%未満）		契約共済金額の15%	150万円（住宅・家財契約の合計）	
一部損（20%未満）	住宅	保障の対象となる住宅の損害額の30%	住宅の契約共済金額の6%（最高40万円）	
	家財	保障の対象となる家財の損害額の30%	家財の契約共済金額の6%（最高20万円）	

自然災害共済

風水害等共済金 ― 風水害などのとき

契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金（ベーシック：10万円、エコノミー：5万円）」です。

被害の程度		ベーシック 共済金の額	ベーシック 支払限度額	エコノミー 共済金の額	エコノミー 支払限度額
建物の損壊または床上浸水による損害 全損・流失（70%以上）		契約共済金額－風水害等共済金（火災共済）	5,700万円	契約共済金額	3,000万円
半損・一部損（70%未満）	住宅	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額－風水害等共済金（火災共済）	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額
	家財	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額－風水害等共済金（火災共済）	損害額－風水害等共済金（火災共済）	契約共済金額

地震等共済金 ― 地震などのとき

お支払いする共済金の額（地震等共済金）は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。

被害の程度	ベーシック 1口あたりの共済金	ベーシック 支払限度額	エコノミー 1口あたりの共済金	エコノミー 支払限度額
全損・全焼（住宅の損壊率70%以上）	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半損・大規模半焼（住宅の損壊率50～70%未満）	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半損・半焼（住宅の損壊率20～50%未満）	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部損・一部焼（損害額100万円超）	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別共済金

	ベーシック	エコノミー
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円

⚠ 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金　：火災共済の契約共済金額の10%が限度です。
ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。

風水害等共済金：火災共済および自然災害共済において、それぞれの契約共済金額の10%を付属建物等の損害額の算入限度として共済金の額を算定します。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

必要保障額と掛金の計算

空欄を埋めて、必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ1 必要保障額・加入口数

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額〈持ち家〉

住宅の延床面積(坪数)を確認します。
※坪数小数点以下切り上げ

㎡ ÷ 3.3 = ア 坪

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準をイに記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造 マンション構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

ア 坪 × イ 万円 = ウ 住宅の必要保障額 万円

⚠ **他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。**
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。
※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

ウ 万円 − 他保険(共済) 万円 = エ 住宅の必要保障額 万円

家財の必要保障額〈持ち家・賃貸住宅〉

家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額(加入基準)は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。
該当の必要保障額(加入基準)をオに記入してください。

必要保障額(加入基準)						
住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数 単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	30歳以上40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

オ 家財の必要保障額 万円

⚠ **他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。**
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。
※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

オ 万円 − 他保険(共済) 万円 = カ 家財の必要保障額 万円

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。

ウまたはエ 住宅の必要保障額 万円 ÷ 10万円 = キ 住宅の加入口数 口

オまたはカ 家財の必要保障額 万円 ÷ 10万円 = ク 家財の加入口数 口

キ + ク = A 住宅と家財の合計加入口数 口

※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。 ※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

ステップ2 掛金

掛金のお支払方法は月払い・年払いからお選びいただけます(エコ住宅専用は年払いのみとなります)。

掛金を計算します。 建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を P.18でご確認ください。
※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済の掛金額

A 口 × (1口あたりの掛金)

	月払い	年払い
木造構造	6円	70円
鉄骨・耐火構造	3.5円	40円
マンション構造(風水害保障なし)	3円(2.5円)	30円(25円)

または

エコ住宅専用の場合

	年払い
木造構造	68円
鉄骨・耐火構造	39円
マンション構造(風水害保障なし)	29円(24円)

= B 円

自然災害共済の掛金額

A 口 × (1口あたりの掛金)

	ベーシック 月払い	ベーシック 年払い	エコノミー 月払い	エコノミー 年払い
木造構造	16円	190円	11.5円	135円
鉄骨・耐火構造	10.5円	125円	8円	90円
マンション構造(風水害保障なし)	8円(7円)	90円(80円)	5.5円(5円)	60円(55円)

または

= C 円

※火災共済と同口数もしくは1/2口数となります。
※「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかをお選びください。

希望する特約の掛金額を足してDに記入してください。

類焼損害保障特約 月払い	類焼損害保障特約 年払い	個人賠償責任共済 月払い	個人賠償責任共済 年払い	盗難保障特約 月払い	盗難保障特約 年払い
200円	2,300円	200円	2,300円	100円	1,100円

D 特約の掛金 円

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約(賃貸住宅にお住まいの方)の掛金を計算します。 ※借家人賠償責任特約は専用のリーフレット・申込書があります。お問い合わせ・資料請求はたばこ共済推進本部までご連絡ください。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50㎡未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50㎡以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

ご希望の保障額 万円 ÷ 10万円 = E 口
※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合もあります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

1口あたりの掛金	月払い	年払い
木造構造	4円	45円
鉄骨・耐火構造	2円	20円
マンション構造	1.5円	15円

× E = F 借家人賠償責任特約の掛金 円

合計の掛金を計算します。

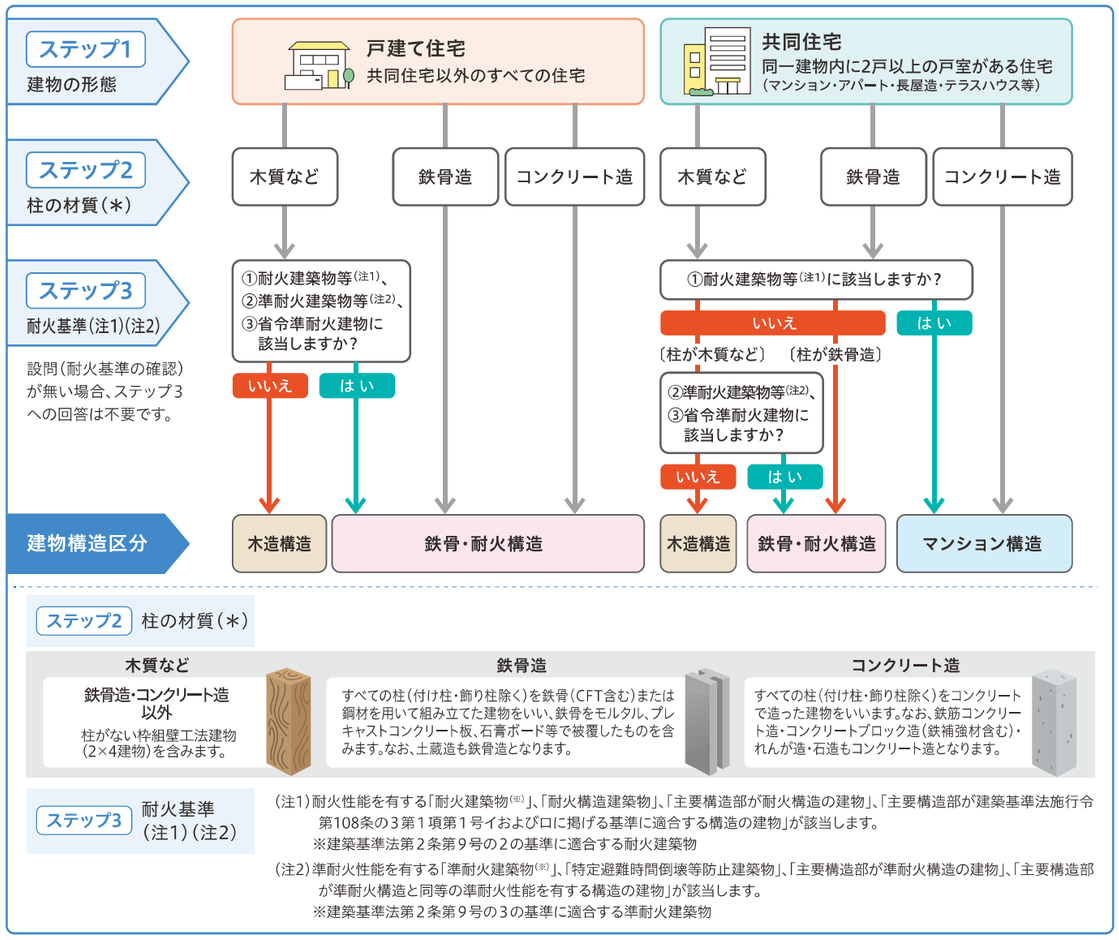
B 円 + C 円 + D 円 + F 円 = あなたの掛金額 円

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

建物構造区分確認ガイド

建物の構造によって掛金は変わります。

ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。
建物構造区分確認ガイド



ステップ2 柱の材質（＊）

木質など	鉄骨造	コンクリート造
鉄骨造・コンクリート造以外 柱がない枠組壁工法建物（2×4建物）を含みます。	すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。	すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。

ステップ3 耐火基準（注1）（注2）

（注1）耐火性能を有する「耐火建築物(※)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物

（注2）準耐火性能を有する「準耐火建築物(※)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

解説 建物構造区分確認について

1 「二世帯住宅」の建物形態
▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅（区分登記できる二世帯住宅）の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

2 柱が見えない場合の材質の確認方法
▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

3 鉄骨と木の柱が混在している場合
▶ 「木質など」に該当します（ただし、付け柱、飾り柱除く）。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

4 【耐火建築物等】【準耐火建築物等】【省令準耐火建物】に該当するかどうかご不明な場合
▶ 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上4階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3
当会ホームページで耐火基準コードを確認	4

ご加入要件に関するお知らせ

空家契約の取り扱いについて

空家契約のご契約者は、ご契約の継続にあたって所定の手続きが必要となります。

お手続き

空家のご契約について、**次回（2026年1月以降）の更新より、**
当会からお送りするご案内にしたがって「空家届」のご提出をお願いいたします。

留意点

- お手続きいただけない場合、以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきますのでご注意ください。
- お手続きいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たしていない場合には以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきます。
- 空家届をご提出いただいた後、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるときは、速やかに当会までご連絡をお願いいたします。

エコ住宅専用プラン

住まいる共済 エコ住宅専用

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

地球環境へのやさしさと、「火災共済」の掛金の割引を兼ね備えた商品です。
掛金が年間最大で1,200円割引となります。

以下の対象となる設備が一つでも設置・使用されていればお申し込みいただけます。

- ☐ **太陽光発電システム**
- ☐ **家庭用燃料電池**（例 エネファーム）
- ☐ **オール電化住宅の電気設備**
  給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気でまかなう住宅です。電気料金の割引適用等で確認することができます。
- ☐ **自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器**（例 エコキュート）
- ☐ **家庭用ガスコージェネレーションシステム**（例 エコウィル）
- ☐ **潜熱回収型給湯器**（例 エコジョーズ）
- ☐ **高効率石油給湯器**（例 エコフィール）

住まいる共済「エコ住宅専用プラン」へのご加入で、地球環境保全に貢献できます。



※保障内容は通常の住まいる共済と同じです。　※エコ設備に該当するのか不明な場合は、当会までお問い合わせください。
※加入申し込みに際しては、当会が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要です。※掛金の払込方法は、年払い（口座振替契約）のみです。